

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

○議長 横尾 武志君

1 1 番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 1 1 番 益田美恵子君

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。

まず、1 1 番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 1 1 番 益田美恵子君

おはようございます。1 1 番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。

初めに、障害者自立支援法についてお尋ねいたします。

平成 25 年 4 月 1 日から施行される障害者総合支援法は、障害者自立支援法から改正されるものですが、改正の目的と基本理念についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者自立支援法につきましては、地域社会の共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に法が改正されるものでございます。さらに、障害者総合支援法は、法の目的規定までを改正し、自立のかわりに新たに基本的人権を享有、これは生まれながらに持つ個人としての尊厳という意味でございます。これが明記されております。

2 つ目は、障害者福祉サービスにかかわる給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととすることが規定されました。

次に、基本理念でございます。基本理念は法の改正によって、新たに 6 項目が創設されております。

第 1 は、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。第 2 は、すべての国民が障害の有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することでございます。第 3 は、可能な限り、その身近な場所において、必要な支援を受けられること。第 4 は、社会参加の機会の確保。第 5 は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において、他の人々と共生することを妨げられないこと。第 6 は、社会的障壁、つまり障害者であるがゆえに隔てられているものなどを除去すること。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

目的と基本理念でございますので、大まかなことしか、基本的なことしかわからないわけですが、この目的の中の 2 つ目の中に、地域生活支援事業というのがございますが、これに対する芦屋町の取り組みというのは、どのように行われているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地域支援事業につきましては、介護給付や訓練給付など障害福祉サービスとは別に、障害をお持ちの方での地域での生活を支える事業をしているもので、町が主体となって取り組んでおるのでございます。

具体的には、これまで芦屋町でやっている地域生活支援事業は、みどり園に委託している相談生活支援事業、ストマ用装具などの日常生活用具給付事業、移動支援や手話通訳派遣事業などがございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

それでは、その障害者の対象になっている障害者手帳をお持ちの方の人数と、それから、療育手帳をお持ちの方の人数がわかりましたら、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

データの的には、障害福祉計画を策定した 2 3 年度のデータで説明したいと思います。

身体障害者手帳をお持ちの方は 6 4 3 人、それから、療育手帳、知的障害の方なんですけども、療育手帳をお持ちの方が 1 0 3 人、それから、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が 8 7 人、合計 8 3 3 人おられました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

それから、障害者の範囲というんですかね、枠の見直しがあったと聞いておりますが、例えば

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の範囲の見直しがあったと聞いておりますので、その点についてお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、益田議員がおっしゃられた障害者の範囲の見直しというのが、本年の 4 月から行われるものでございますけども、現行は身体障害者福祉法に基づく身体障害者の方、それから、知的障害者福祉法による知的障害者の方、それから、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者、いわゆる発達障害の方も含めて、これが今までの対象範囲でございました。

しかしながら、本年 4 月からは、新たに指定された 130 種の難病の患者も対象の範囲として追加されております。この 130 の難病のうち、代表的というか多いものは、潰瘍性大腸炎、それから、パーキンソン病、それから、よく聞く難病の一つで関節リュウマチなどがございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

それでは、項目 2 にらせていただきますが、障害者に対する支援の中で、追加された四つの地域生活支援事業の内容と町の取り組みについてをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

本年 4 月から追加されました、新たに創設されました、市町村が実施する地域生活支援事業の 4 事業につきましては、まず第 1 は、障害者に対する理解を深めるための研修や啓発、第 2 は、障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、それから、成年後見人などの人材育成、活用を図るための研修、それから、4 番目が、意思疎通支援を行うものの養成で、具体的には、手話奉仕員の養成でございます。理念にある地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するため、具体的には、地域社会側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見人制度の利用促進及び意思疎通支援の強化というのが、この四つの地域支援事業の考え方でございます。

次に、町の取り組みは 25 年度から実施することになりますが、次のように予定しております。

まず、第 1、研修や啓発については、これまでも取り組んできましたが、出前講座や人権まつり、それから、広報あしやなどでの啓発に加え、イベントなど各種機会を捉えて障害者に対する

## 平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

理解を深めていただくことを含め、法の理念である個性を尊重しながら、地域社会の共生が図られ、社会的な障壁が取り除かれるよう取り組んでまいります。

ほかに、福岡県などが実施する各種研修会や講演会を案内し、住民の皆さんが主体的に参加できる機会を周知してまいります。芦屋町でも 24 年度から福祉サービス事業者や支援者などを対象にした講演会、図書の購入など、自殺対策事業にも取り組んできております。今後とも精神障害をお持ちの方などへの理解を深める取り組みを進めていくことにしております。

2 つ目の活動支援に関しましては、遠賀郡身障者連合会において、スポーツに親しみ、相互の親睦を図ることを目的に、身体障害者の方々約 130 人が参加して、毎年遠賀郡身体障害者体育大会を実施しており、今後も継続的に支援を行ってまいります。

また、芦屋町身体障害者福祉協議会、芦屋町手をつなぐ親の会、障害児の児童発達支援事業所であるくすの木、みどり園後援会への総会の参加、みどり園まつりなどに協力することを初め、YY くらぶなどとも情報共有を図るなど相互理解を深め、必要な支援を行っていくことも肝要であると考えております。

続きまして、3 番目、成年後見人の育成などに関しましては、現状が成年後見人制度自体が住民の方々に余り周知されていないということから、まず成年後見人制度を知っていただき、1 人でも多くの方々に関心を持っていただくよう、25 年度においては、遠賀郡 4 町共同で公益社団法人成年後見センターリーガルサポート福岡の協力を得て、10 月をめぐりに水巻町のいきいきほーるで一般向け講座を開催することを予定しております。翌年度以降は、開催する町を変更して、成年後見人制度に対する理解を深めた上で、将来は遠賀郡 4 町で成年後見人を養成する講座を共同で設けるよう検討してまいります。

最後に、4 番目、手話奉仕員の養成でございますが、これは中間市及び遠賀郡 4 町の共同事業として、中遠ろうあ会の協力を得て、入門編の研修を 25 年度に予定しています。研修は 18 回のコースで、募集人員は 30 名から 40 人を見込んでおります。ただ、実施場所については、現在のところ一つの町で 18 回開催するか、各町で 4 回ずつ実施するかなどの詳細は調整中のため決定しておりません。中遠ろうあ会との協議が整いましたら、広報などでお知らせし、手話奉仕員を募集したいと思います。

また、26 年度も実施する場所を変えて、入門編を予定しておりますが、25 年度、それから、26 年度の参加状況を見まして、27 年度からは中級コースを実施するなどの検討をするようにしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

芦屋町でもいろいろと多角的に取り組んでいただいているお話を伺いました。その中で、地域生活支援事業の追加項目の 2 点目ですね、障害者、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援の中で、これは何ていうんですかね、保護者会が一生懸命活動されてる面をいろんなところで見受けられます。その保護者会というか、いろんな会がありますので、その会に対する補助金等の支援は対象にならないのでしょうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

支援の広い範囲としましては、補助金も対象とはなっておりますけども、現状のところは保護者会に対する補助金の支出は行ってないという状況でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、その補助金、一部交付税措置ありというのは、地域生活支援事業の概要の中で、支援事業をるところにおいて支援をするということの捉え方でよろしいんですか。何か事業、地域生活支援事業、何かを一団体の方々が事業をするときに、年間を通してその何かの補助をやっているということ、今からやるということ、それはどんな捉え方でよろしいんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地方交付税というお話でよろしいですかね。

○議員 11番 益田美恵子君

はい。

○福祉課長 吉永 博幸君

はい、その事業をやっているということに、この事業をやっているから、地方交付税をふやすよという理屈じゃなくて、地方交付税を算定するときの単位費用の中に、地域生活支援事業を当然市町村が実施するという前提で地方交付税をふやしますよというような、そういうニュアンスでございます。ただ、実態としてどれだけふえているかという、その額についてはわかってないというのが現状でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

なぜこのことを聞いたかと申しますと、やはり団体においては、保護者会の方たちがいろんな販売をしながら進めていらっしゃるものですから、その辺に補助金がついたらいいですねというご要望を何回か聞いたことがありますので、ちょっとお尋ねをさせていただきました。

それから、この中でも後見人制度が出ておりますが、例えば芦屋町で成年後見人制度の利用をしようとした場合においては、どのような手続きとかが必要になるのでしょうか。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、成年後見人についてちょっと簡単に、ごく簡単にちょっとご説明させていただきます。

まず、成年後見人制度は、認知症の高齢者の方、それから、知的障害者の方、精神障害者の方など、判断能力が不十分な状態にある方の財産管理や介護サービスなどの利用計画を本人にかわって成年後見人が行ったり、本人が自分に不利益な契約を結ばないように、保護する制度、これがまず成年後見の制度でございます。

それから、芦屋町での利用なんですけども、実は要綱を昨年 4 月につくっておるんですけども、芦屋町の住民の方で、判断能力が十分でない、先ほど言いました認知症の高齢者の方、知的障害者の方及び精神障害者の方の成年後見人制度の利用促進するものとして、芦屋町成年後見人制度利用支援事業というのがございます。この制度というのは、創設した背景というのは、障害者の方を対象にした、町長の申し立てもできる成年後見人制度が、地域生活支援事業、いわゆる障害者の方を対象にした地域生活支援事業として、24 年 4 月から町の必須事業として位置づけられたことにより始めたんですけども、あわせてこの要項の中には、認知症の高齢者の方も含んでおりますので、全ての方をカバーできる。

ただ、この町長申し立てのいわゆる成年後見人制度というのは、町長の申し立てに至るまでには、本来の申し立て人となる、ご本人さんから見たら 4 親等内の親族の方の意思の確認ですね、本来であればその方たちが申し立てになるべきなんです。ところが、そういう方がいないとかいう場合ですね、それから、本人の意思能力の程度等を総合的に判断して行うということですね。いわゆる困られてる方に対する支援の成年後見人制度をするための支援の制度でございます。

で、ちなみに昨年 4 月からこの制度を利用しての成年後見人制度の申し立てというのは、現在まではあってないというのが実情です。それと、今は申し上げたのは、いわゆる 4 親等内にそういう方がおられないという方なんですけど、一般的に申し立て人がいるよ、いるんだけど、どうやったらいいのかということになることがあります。それで、今私どものほうは、昨年 4 月から高齢者の総合支援というのを目的に、地域包括支援センターを設置しております。この中に

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

は、高齢者の権利擁護を担当する社会福祉士の職員がおります。現在ここで成年後見人の利用希望というのがあれば、もう全て障害者の方、高齢者の方、含めて相談を受けつけております。これまで本当に非常に多くの相談がっております。24年度においては、成年後見人の手続きまでをいったのは、3件でございます。そういった状況ですね。だから、町としては、成年後見を利用したいといったら、いつでも相談できる体制というのは、もう福祉課の中に整っておりますので、ご相談いただければ、対応をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、手話の講習をやるということの、先ほどご答弁がございました。芦屋町での手話通訳をなさってる方は、何人ぐらい活躍されているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町におきます手話通訳派遣事業ですね、これを担っていただいている方は4名でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それから、障害者総合支援法の中には、障害者の自立支援協議会の設置も求められていると思いますが、その方向性はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者自立支援法の改正に伴いまして、いわゆる自立支援協議会、なかなか支援の、障害者に対する支援の体制の整備が整わなかったもので、その辺についても、自立支援法の改正に合わせて市町村にそういう協議会をつくりなさいよというのが、本当に望まれております。今申しましたように、支援体制、障害者用の支援体制の整備を目的とした、障害者の支援協議会、具体的には、障害者支援の困難な事例ですね、こういうことを解決するために、障害に関する関係者などで協議する組織として、自立支援協議会の設置というのは長年の課題でございました。これは先

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

日の町長の行政報告でも申し述べられたところではございますけども、20年度から検討して、21年の10月に遠賀郡町長会で広域設置ということが確認されて、実際に設置するようになったのが今年の4月からで、正式な名称予定は、遠賀・中間地域障害者支援協議会として発足するというところでございます。

それから、この協議会の委員というのは16名の予定で、医療関係の方、それから、県の保健福祉環境事務所の方、それから、特別支援学校、障害福祉サービス事業所、障害者の団体の方、それから、行政の職員で構成される予定です。活動自体も4月からなんですけども、2カ月に1回は定例会を開催して、そして、必要な検討事例、そういったものがございましたら、専門部会を設置して、よりきめ細かい対応を行っていこうという方向になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、25年4月から遠賀中間地域障害者支援協議会というのは、先日町長の行政報告にありました遠賀中間地域障害者の支援協議会の設立についてとありましたが、これとの関係性は、これ同じだと考えてよろしいのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

はい、そのとおりでございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

それでは、障害者の雇用率制度の概要というのがございますが、障害者雇用促進法改正案のポイントというのは、どこにあるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害をお持ちの方の雇用の改正ということなんですけども、障害者雇用促進法というのがございます。これは障害者自立支援法が改正されました18年4月に障害者の就業機会の拡大を目的に、大きく改正されました。第1は、企業による障害者の法定雇用率が1.8%、法定雇用率、健常者の方が分母とされて、分子は障害者の方になるんですけども、1.8%で変更はないもの

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

の、これまで雇用する障害者の方を身体障害者と知的障害者としておりましたけども、雇用率に精神障害をお持ちの方を加える改正を行ったということでございます。

さらに、企業による在宅障害者への支援、それから、国による奨励金制度の創設、それから、現在いろいろな町と行ってます障害者の自立支援法に基づく障害福祉サービスとの有機的な連携、いわゆる雇用に結びつくような有機的な連携、いわゆる雇用に結びつくような有機的な連携が求められたということです。

その後は、21年4月には中小企業に対する障害者雇用の促進、それから、22年7月の改正では、障害者雇用納付金制度の改正、それから、本年4月からは15年ぶりに障害者の方の雇用率、そういったものも変更になるというふうなことが現在までの大まかな経緯でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

この障害者雇用促進法の中に、民間企業、それから、国及び地方公共団体の責務というか、障害者雇用率というものがあろうかと思いますが、今おっしゃったように、以前の雇用法には、精神障害をお持ちの方においては、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率の算定時には、障害者数に算入することができるかとあったのが、今度は先日の西日本新聞でしたかね、2月14日付に載っておりましたが、2018年からそれを本格的に義務づけをするということの、これを今国会において成立させる見通してあるとか、こう書いてありましたけれども、もう本当に焦点が定まってきているなという感がしておりますが、芦屋町におきましての雇用率、全体の目標値において、目標が何名で何%なのかというのと。

それから、25年4月1日からは、2.3%、今までは2.1%でよかったんですが、今度25年からは2.3%になるわけですから、その場合においての人数ですね、パーセントで言うちょっとわかりにくいので、雇用人数が何名で、現在何%なのかというのをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

芦屋町の雇用状況ということで、役場の雇用状況をちょっと報告させていただきます。

現在、目標が今行政では2.1%ということで、実際これ毎年6月で一応報告されてる数字があるんですが、その中では1.74%となっています。一応目標が今回4月からはこれが2.3%に引き上げられるということでございますけども、人数に換算すれば、現在今2名の方が障害者の認定を受けてありまして、一応算定に当たっては重度の方については2人換算とかなりますの

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

で、換算数でいけば芦屋町の現在 3 名でございます。ですから、この 2.3% をクリアするためには、あと 1 名雇用しないと、この 2.3 に達しないというのが状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

ここが一番大事なところかなと思うんですが、国及び地方公共団体が、やはり率先をしてパーセンテージに近づいていく、達成していくということが最も大事なことではないかな。一般のその民間企業に、今この情勢が悪化してる中で、大企業ならともかくも、いろんな中小企業とかはとも雇用するには、今健常者の方でもリストラにあたりとか、いろんな条件で切られているようなときでございますので、大変難しいんですが、それでも一般民間企業においても、1.8% から、25 年 4 月からは 2% という、やはり課せられてるわけですね。それに向かって努力をしていくわけでございますので、この点については、やはり公共団体である芦屋町なら芦屋町が、目標に達成していくように努力をお願いしたいと思います。

それでは、1 点目を終わらせていただきます。

続きまして、障害者虐待防止法について。まず、初めに、平成 24 年 10 月 1 日に施行された障害者虐待防止法の施策の目的、定義、概要についてをお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

障害者虐待防止法の目的は、障害者に対する虐待が、障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって、障害者にたいする虐待を防止することが極めて重要であることを鑑み、障害者に対する虐待の防止、国や県、町などの責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることで、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利・利益の擁護にすることとされております。

次に、障害者の定義でございます。身体、知的、精神障害、その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであって、障害者手帳や療育手帳など、所有の有無は問いません。

なお、芦屋町における障害者虐待防止法にある対象としましては、年齢が 18 歳以上であり、18 歳未満の障害児は、児童虐待防止法、それから、高齢者関係施設の入所者に関しては、65 歳未満を含めて、高齢者虐待防止法が適用されることとなります。

次に、障害者虐待とは、まず養護者による障害者の虐待。それから、2つ目は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、3つ目が、使用者による障害者虐待の3ケースがございます。

また、虐待の類型は、1、身体的虐待、2番目、ネグレクト、これは通常児童虐待に多く用いられる育児放棄を指しますが、障害者に対しましては、養護者が適切な食事や衣類を与えないなどの虐待を指します。それから、3つ目が、心理的虐待。具体的には言葉の暴力や無視、自尊心を踏みにじる行為などの虐待。それから、4番目が性的虐待。それから、5番目が障害者の財産を不当に搾取するなどの経済的虐待の五つでございます。

次に、概要について説明します。障害者虐待防止法は、何人も障害者に対し虐待をしてはならないと規定し、障害者の虐待の防止などに関して、国・県・市町村の責務などについて規定しております。このうち、市町村の責務については、障害者虐待の予防や早期発見、障害者虐待の迅速かつ適切な保護、適切な養護者に対する支援を行うため、必要な体制の整備を図ること。

また、支援が専門的知識に基づき適切に行われるように、虐待の支援に当たるものが資質の向上に努めること。町が虐待を防止するために必要な啓発を行うことなどが求められています。国民の責務についても規定され、虐待の防止に協力するため、通報の義務が規定されております。

具体的な虐待のケースは、先ほど言いましたように、養護者、それから従業員、それから使用者という虐待があります。規定されておりますけども、特に市町村、芦屋町においては、虐待の養護者と、それから障害者福祉施設等従事者、この2人による虐待が行われた場合の通報窓口というふうに位置づけられ、さらに、その対策を行うように求められております。これがまた24時間、365日、通報があれば直ちに対策を行いなさいというのが、虐待防止法、今年の10月から施行された内容でございました。

この虐待防止法では、市町村職員が虐待が行われた家屋への立ち入り調査、こういった権限も与えられているなど、極めて重要な役割があり、調査の結果、障害者虐待が著しいと判断した場合には、一時保育をするなど措置を行うことも必要です。

そのほかにも虐待を未然に防止するため、必要に応じて養護者に対して相談・支援を行うことも義務づけられております。

以上が概要でございます。

**○議長 横尾 武志君**

益田議員。

**○議員 11番 益田美恵子君**

この虐待問題は、本当に今大きな社会問題となっているわけございまして、この法律が施行されたことによって、いろいろと目的も定義も概要もあるわけございまして、通報義務、それから、24時間体制ということで、大きな何というんですかね、通報の義務は国民に規定されて

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

おりますが、通報があったことがありますか。例えば、今から通報をする場合、24 時間体制とおっしゃってますけれども、職員さんがいらっしゃるわけではないので、どこに連絡をして、どのような周知をするとか、そういった町民への周知というのはありますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、通報につきましては、幸いにも昨年の 10 月から 1 件もないというのが実態でございます。

それから、益田議員、ご指摘ありました 24 時間受けつけなければならないということなんですけども、私どもとしましては、法律施行、10 月 1 日なんですけど、この前にこの体制をとるということで、庁内の連絡体制ということで、ガードマンのほうに一報があれば、すぐ私のところに連絡があって、そして、係員まで招集して対応すると。で、虐待を見受けられた場合には、障害者を一時的に保護する場合も必要ですので、保護する場合には、これは遠賀郡 4 町なんですけども、もう一つ虐待防止法の中で規定されておったのが、虐待があったときに、その虐待を受けた方を保護するときには、保護するために居室を確保しなさいと、一時的に収容するところを確保しなさいというのが、もう一つ規定がございました。で、この居室の確保につきましては、遠賀郡 4 町で、岡垣町の社会福祉法人の施設にお願いしておって、そういう体制もとれるようにしております。

それから、虐待防止法につきましては、広報、ホームページというのは当然のことでございますけども、もう周知、すぐやりました。それから、区長会、それから、民生委員の協議会、そういったところにも出向きまして、こういう法律が施行されて、こういう義務と、それから、通報があったら福祉課のほうにすぐ夜中でも役場のほうに連絡してくださいということで体制を敷いております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11 番 益田美恵子君

それでは、障害者の支援には、職員さんの資質向上などが求められると思いますが、どのように今後対策を講じていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

## 平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

虐待防止に関しては、いわゆる虐待防止、その現場に行ったときに、職員がどう対応するかと。最初の一言で間違えたらもう大変なことになりますので、そこら辺については、町独自でなかなかするというのは実状的には厳しいものでございます。そこで、県、それから障害者の関連の事業所などが主催する研修、こういったものに積極的に参加するようにしております。実際、昨年度からもそういうところにちょっと日曜日でも土曜日でも、行ってから学ぼうという姿勢で私も努めております。それで、それは職員の資質を高めるという専門的な資質を高めるということで対応してるんですけども、一番最初に申しましたように、ちょっとコミュニケーション、住民の方とのコミュニケーション、一言目が間違えれば大変なことになりますので、こういったちょっと能力も高めないといけないということで、どういうものがあるかというのは今の段階ではちょっと具体的にはございませんけども、そういう現場に居合わせたときのコミュニケーション能力を高めるための、いわゆる研修、そういったものをどうやってやっていくかというのが課題と、今の段階での課題ですので、それは今から詰めていって、最終的には職員の資質、これをもう高めていかないと絶対だめだと思っておりますので、議員ご指摘のように、職員の資質向上につきましては、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

### ○議長 横尾 武志君

益田議員。

### ○議員 11番 益田美恵子君

これは平成24年10月23日の新聞の記事であります。法施行で社会が試されるということで、障害者虐待についての記事が載っておりました。その中で、施設など閉鎖的な空間では虐待は表面化しにくい。特に、知的障害者は苦しみを外部に訴えることが難しく、虐待に気づいてもらえないことが多いという。だから通報は大切だ。法律には、施設職員など通報した人が解雇など不利益を受けないことも明記しておるということで、関係者は障害者の人権を守るという法の精神を理解し、意識を磨いてもらいたい。

また、家庭での虐待も深刻である。障害のある子の世話を親など家庭がストレスを、家族がストレスを募らせ、意に反して虐待をしてしまうということがあるというお話は、これテレビでも事件が起きたときに必ずそういったものが聞こえてまいります。身近な人が不自然さを感じ取り、防止法に基づき通報すれば、そうした家族を助けることにもなるのではないかと。だから町民の私達たちも、やはり通報するということがなかなか難しいことではありますが、やはり勇気を持って、その子どもさん、障害のある方を守るための一助になるように、私達も勉強していかなければいけないんじゃないかと思っております。

通報や相談窓口となる自治体は、調査や保護の権限も持つ、責任は極めて重たいと自覚すべき

平成 25 年第 1 回定例会（一般質問）

だ。担当者不足で 24 時間対応が困難な市町村もあるが、法施行後は、通報を受けながら対処を怠れば、不作為責任が生ずるおそれも出てくると、このように書いてありますね。何より適切に対応する人材の育成が不可欠だ。研修にも力を入れる必要がある。防止法の実効性をどう確保するか、国も自治体も知恵を絞らねばならない。

また、今回学校や医療機関は通報対象から外れておるが、かわりに、校長ら責任者に虐待の防止や措置を義務づけたが、これで十分か、法律は 3 年後にまた見直すことになっている。今から議論を深めていきたいという記事が載っておりました。まさしくそのとおりだなと思っております。

議長、一つお願いがございます。この虐待防止法については終わらせていただくんですが、1 番の障害者自立支援法について、一つお聞きするのを忘れておりましたので、許可していただけますか。

○議長 横尾 武志君

許可します。

○議員 11 番 益田美恵子君

先ほど障害者雇用促進法のポイントはお伺いしたんですが、物品納入というのは、障害者でいろんなものをつくっていらっしゃいます。そういったものの納入というのは何かありますか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今回の改正法の中で、いわゆる障害者のそういう就労施設からの物品サービスの優先的な購入についての考え方なりを、今年の 4 月から定めて施行しなさいというふうな内容がございます。で、基本的には国の基本方針、それから、県等で調達の方針、こういうのが今決められている状況だと思います。いろんな情報を調べてもまだきっちり決まったところは、団体でいけばまだ数少ないみたいなので、郡内の状況等を踏まえて、芦屋町としてもそういう調達の方針をまず作成して、それで今後どうしていくかということ、それをあわせて、町内にあります関係施設等ありますので、いま現在どういう活動、提供できる物品とか、サービスとか、そういうものにどういふものがあるか、福祉課と調整しながら現状把握にも進めたいと思っておりますので、今後そういうところでの考え方で進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

最後でございます。芦屋町の平成23年度実施されました障害福祉計画のアンケート調査の中に、就業についてというのがありました。働くことについての考え、望ましいと思う働き方ということの問いに対しまして、障害や病気などで働くことができないというのが26%ございました。それから、障害のある人に配慮された職場で働きたいというのが7.1%。障害のない人と一緒に、一般の職場で働きたいというご希望の方が6.8%の方がありました。それから、障害のある人が一般の職場で就業するために必要だと思える支援策は、どのようなことがありますかということの問いに対しては、障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し、これをご希望の方が38.4%。それから、生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導というのを26.5%、というアンケート調査の結果も出ておりますので、つけ加えてご報告させていただきます。ありがとうございました。終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わります。